

生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領

制 定	平成 2 1 年 8 月 1 4 日 付 け 2 1 総 食 第 4 9 7 号
一部改正	平成 2 2 年 4 月 1 6 日 付 け 2 2 総 食 第 6 3 号
一部改正	平成 2 3 年 8 月 3 1 日 付 け 2 3 総 合 第 1 1 1 5 号
一部改正	平成 2 4 年 5 月 7 日 付 け 2 4 生 産 第 1 8 8 号
一部改正	平成 2 5 年 7 月 3 1 日 付 け 2 5 生 産 第 1 1 9 3 号
一部改正	平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日 付 け 2 5 生 産 第 2 3 0 6 号
一部改正	平成 2 6 年 6 月 3 0 日 付 け 2 6 生 産 第 9 2 2 号
一部改正	平成 2 7 年 9 月 3 0 日 付 け 2 7 生 産 第 1 8 4 2 号
一部改正	令 和 元 年 5 月 2 4 日 付 け 元 政 統 第 1 6 4 号
一部改正	令 和 2 年 4 月 2 1 日 付 け 2 政 統 第 1 9 9 号
一部改正	令 和 2 年 1 2 月 2 8 日 付 け 2 政 統 第 1 6 9 3 号
一部改正	令 和 3 年 4 月 1 4 日 付 け 3 政 統 第 1 4 号
一部改正	令 和 7 年 7 月 9 日 付 け 7 農 産 第 1 6 9 5 号

農 林 水 産 省 総 合 食 料 局 長 通 知

第 1 趣 旨

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 2 1 年法律第 2 5 号。以下「法」という。）の施行及び米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の制定に伴い、同法に定める生産製造連携事業計画及び新品種育成計画の認定審査における留意事項、これらの計画の変更に当たって届出が必要となる軽微な変更の範囲、認定事業者に対する報告徴収等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 生産製造連携事業計画の認定等

1 生産製造連携事業計画の申請方法等

（1）生産製造連携事業計画の提出

ア 生産製造連携事業計画の申請又は認定生産製造連携事業計画の変更の申請を行おうとする者は、当該計画に係る生産者の住所地を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）を通じ、米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成 2 1 年農林水産省令第 4 1 号。以下「省令」という。）別記様式第 1 号又は第 2 号による申請書を農林水産大臣に提出するものとする。なお、提出に当たっては、都道府県の県庁所在地等に駐在する地方参事官（以下「地方参事官」という。）を通じて行うことができる。

イ アの規定による提出を受けた地方農政局長等は、アに定める申請書を農林水産大臣に提出するものとする。

(2) 生産製造連携事業計画の認定申請における留意事項

生産製造連携事業計画の認定の申請に当たっては、以下の点に留意しつつ行うものとする。

ア 生産者と製造事業者との取引において仲介を行う者（以下「仲介事業者」という。）が介在する場合又は新用途米穀のとう精を受託する者（以下「委託とう精業者」という。）に委託している場合には、省令別記様式第1号別紙1の2の（4）の生産製造連携事業に関連する者に、これらの者が含まれていること。

イ 生産者と製造事業者との取引に仲介事業者が介在する場合には、省令第3条第2項第5号に定める売買契約書に、当該仲介事業者が含まれていること。

2 生産製造連携事業計画の認定審査における留意事項

生産製造連携事業計画の認定又は認定生産製造連携事業計画の変更の認定に当たっては、法及び基本方針に基づき、以下の点に留意しつつ認定審査を行うものとする。

- (1) 生産製造連携事業の目標が、新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等の拡大、コストの低減や競合品と競争し得る価格とするものになっているか、また、実現可能な目標となっているか
- (2) 生産製造連携事業の内容について、複数年契約の締結など生産者と製造事業者の間で安定的な取引関係が構築されているか
- (3) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等について、目標と整合性のとれた生産・製造数量の拡大、コストの低減、消費者ニーズを踏まえた商品開発等に取り組むものとなっているか
- (4) 当該事業を実施するために十分な実施期間が設定されているか
- (5) 目標・事業の内容と整合性のとれた施設の種類・規模となっているか
- (6) 新用途米穀の適正流通が担保されるものとなっているか
- (7) 事業を実施するために必要な資金の額が設定されているか、またその調達方法が適切なものであるか
- (8) 人員、経営状況などの事業実施主体の体制や関係者との調整状況等から見て事業が確実に実施できるものとなっているか
- (9) 計画全体として整合性がとれたものとなっているか
- (10) 生産者、製造事業者、仲介事業者、委託とう精業者及び促進事業者は、新用途米穀及び新用途米穀加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付けているか
- (11) 生産製造連携事業計画に参加する生産者、製造事業者、促進事業者及び仲介事業者が第4の1の（1）から（3）までに基づき報告書等を適切に提出しているか

3 認定結果の通知

申請のあった生産製造連携事業計画について、農林水産大臣が認定した場合にあっては申請者に対し別記様式第1号、地方農政局長等に対し別記様式第2

号により、農林水産大臣が認定しなかった場合にあっては申請者に対し別記様式第3号により、その旨を通知するものとする。

また、認定の通知を受けた地方農政局長等は、地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会をいう。以下「地域協議会」という。）の代表者に対し別記様式第4号により、その旨を通知するものとする。

なお、地域協議会は、生産者、製造事業者、仲介事業者、委託とう精業者及び促進事業者が備え付ける新用途米穀及び新用途米穀加工品の取引数量に関する帳簿等の備付けの措置状況について確認を行うとともに、これらの事業者の新用途米穀に係る売買契約書における、新用途米穀を生産製造連携事業計画に記載した用途以外に使用し又は売却した場合の違約金条項の措置状況について確認を行うものとする。

4 認定生産製造連携事業計画の水田の地番等の一覧の提出

認定生産製造連携事業計画のうち「新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧」については、毎年の作付けに応じ変更したものを事業の実施年度の6月30日までに、農林水産大臣及び地域協議会の代表者に提出するものとする。なお、農林水産大臣への提出方法については、第2の1の（1）を準用する。

5 認定生産製造連携事業計画の軽微な変更の例

認定生産製造連携事業計画の軽微な変更に含まれる事例としては、以下のものが挙げられる。

- （1）生産製造連携事業の内容の変更であって、新用途米穀の生産の事業が行われる水田の面積について10パーセント未満の増減を伴うもの
- （2）生産製造連携事業の内容の変更であって、新用途米穀の生産数量若しくは集出荷数量、新用途米穀加工品の製造数量又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品若しくは特定畜産物等の製造数量、生産数量若しくは販売数量について10パーセント未満の増減（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙1の第7の2の（1）の規定に基づく調整による増減を含む。）を伴うもの。

6 軽微な変更の届出

法第5条第2項の規定により生産製造連携事業計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定事業者は、別記様式第5号による届出書を農林水産大臣に提出するものとする。なお、提出方法については、第2の1の（1）を準用する。

第3 新品種育成計画の認定等

1 新品種育成計画の申請方法

新品種育成計画の申請又は認定新品種育成計画の変更の申請は、農林水産大

臣に提出するものとする。

2 新品種育成計画の認定審査における留意事項

新品種育成計画の認定又は認定新品種育成計画の変更の認定に当たっては、法及び基本方針に基づき、以下の点に留意しつつ認定審査を行うものとする。

- (1) 新品種育成事業の目標が、品種育成の成果が平年収量より相当程度収量の増加が見込まれる品種、平年収量以上の収量が見込まれ、加工適性にも優れた品種等を創出するものとなっているか
- (2) 新品種育成事業の内容が、人員、資金などの観点から実現可能な体制となっているか

3 認定結果の通知

申請のあった新品種育成計画について、農林水産大臣が認定した場合にあっては別記様式第6号により、農林水産大臣が認定しなかった場合にあっては別記様式第7号により、その旨を申請者に通知するものとする。

4 認定新品種育成計画の軽微な変更の例

認定新品種育成計画の軽微な変更に含まれる事例としては、認定育成事業者の名称又は氏名、住所及び法人にあっては、その代表者の氏名の変更が挙げられる。

5 軽微な変更の届出

法第7条第2項の規定により新品種育成計画の軽微な変更に係る届出をしようとする認定育成事業者は、別記様式第8号による届出書を、農林水産大臣に提出するものとする。

第4 認定事業者に対する報告徴収等

1 報告徴収

- (1) 新用途米穀の作付けの態様に係る報告

生産者からの新用途米穀の作付の態様に係る報告については、推進要領別紙1の第4の2の前段の規定を準用する。この場合において、「別紙様式第2号」とあるのは「別記様式第9号」と、「区分管理計画書」とあるのは「区分管理報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

- (2) 新用途米穀の集出荷契約に係る報告

ア 生産者からの氏名、住所、新用途米穀出荷契約数量及び生産予定面積の報告については、推進要領別紙1の第6の1を準用する。この場合において、「別紙様式第6-1号」とあるのは「別記様式第10号」と、「出荷契約等数量農業者別一覧表」とあるのは「新用途米穀出荷契約数量等生産者別一覧表」とそれぞれ読み替えるものとする。

イ 生産者からの全国生産出荷団体（生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）第2の1の（1）に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体をいう。）又は都道府県出荷団体（生産調整方針認定要領第2の1の（1）に定める米穀の生

産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体をいう。)に出荷を行う者にあつては、出荷団体ごとに別様で取りまとめるものとする。

ウ 生産者からの新用途米穀団体間集荷計画に係る計画書の様式については、推進要領別紙1の第5の1の(2)イを準用する。この場合において、「別紙様式第3-4号」とあるのは「別記様式第11号」と、「加工用米等団体間集荷計画書」とあるのは「新用途米穀団体間集荷計画報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(3) 事業実績の報告

ア 生産者、製造事業者及び促進事業者は、認定生産製造連携事業の実施状況について、別記様式第12号により、事業を実施した翌年度の5月31日及び12月20日までに農林水産大臣に報告するものとする。なお、報告方法については、第2の1の(1)を準用する。

イ 生産者からの生産集出荷数量の報告については、推進要領別紙1の第7の2の(2)を準用する。この場合において、「別紙様式第6-2号」とあるのは「別記様式第13号」と、「加工用米等生産出荷数量一覧表」とあるのは「新用途米穀生産集出荷数量一覧表」と読み替えるものとする。

ウ 製造事業者(新用途米穀需要者団体を除く。以下この号において同じ。)からの受払状況の報告については、推進要領別紙1の第8の1の(2)を準用する。この場合において「別紙様式第7号」とあるのは「別記様式第14号」と読み替えるものとする。

(4) 当該報告徴収において、新用途米穀の適正流通の確保に関する措置の実施状況又は新用途米穀の用途外への使用若しくは売却に疑義が生じた場合には、認定事業者に対し主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)に基づく立入検査を行うこととする。

2 認定事業者に対する指導

当該報告徴収により、認定後1年を経過してもなお事業に着手していない場合や、新用途米穀加工品(米穀粉に限る。)の製造が計画より大幅に減少している場合など認定生産製造連携事業が適切に実施されていないと認められる場合には、法第15条に基づき、認定事業者に対し指導を行うこととする。

また、法令に基づく立入検査により、新用途米穀の適正流通の確保に関する措置が十分に講じられていないと認められる場合には、法第15条に基づき、認定事業者に対し指導を行うこととする。

3 認定の取消し

2の指導を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれない場合など認定生産製造連携事業が適切に実施される見込みがないと認められる場合又は新用途米穀の適正流通の確保に関する措置が十分に講じられる見込みがないと認められる場合には、行政手続法等の関係法令により手続を行い、法第5条第3項に基づき認定を取り消し、その旨を公表するものとし、認定の取消しを行

う事業者に対し、別記様式第15号により通知するものとする。

また、法令に基づく立入検査により、新用途米穀の用途外への使用又は売却が認められる場合についても、同様の手続により認定の取消しを行うものとする。

第5 認定育成事業者に対する報告徴収等

1 報告徴収

認定育成事業者は、認定新品種育成計画に従って行う新品種育成事業（以下「認定新品種育成事業」という。）の実施状況について、別記様式第16号に基づき、当該事業を実施した翌年度の12月20日までに、農林水産大臣に報告を行うものとする。

2 認定事業者に対する指導

当該報告徴収により、認定後1年を経過してもなお事業に着手していない場合など認定新品種育成事業が適切に実施されていないと認められる場合には、法第15条に基づき、認定育成事業者に対し指導を行うこととする。

3 認定の取消し

2の指導を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれない場合など認定新品種育成事業が適切に実施される見込みがないと認められる場合には、行政手続法等の関係法令により手続を行い、法第7条第3項に基づき認定を取り消し、その旨を公表するものとし、認定の取消しを行う事業者に対し、別記様式第17号により通知するものとする。

附 則（令和2年12月28日付け2政統第1693号）

- 1 この通知は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年7月9日付け7農産第1695号）

- 1 この通知は、令和7年7月9日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。